

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

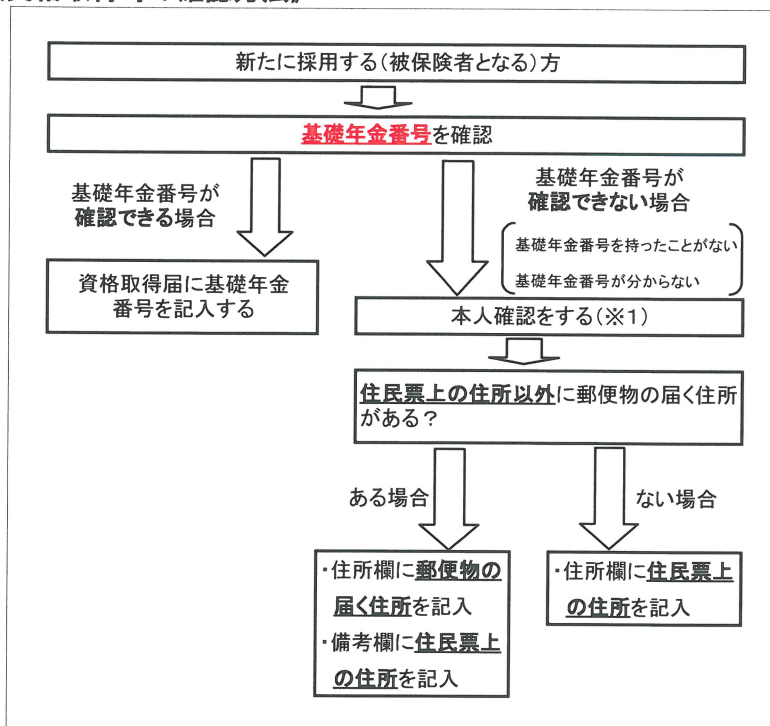
1. 改正情報
2. WLB制度の定着に向けて
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 資格取得届提出時の取扱い変更について（社会保険）

平成28年1月から導入される個人番号（マイナンバー）制度の導入に向けて、平成26年10月以降の社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者資格取得手続きにおける本人確認事務が次の通り変更されました。

《資格取得時の確認方法》



（※1）

本人確認ができる主なものは、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のもの）、在留カード等です。

《注意》

備考欄に記入された住民票記載住所で本人確認（実在確認）ができない場合は、一旦資格取得届が返戻されることとなります（健康保険被保険者証の交付もされません）。

新たに基礎年金番号を付番する人には住民票コードが収録された基礎年金番号を付番、基礎年金番号が不明の人には住民票コードから本人と思われる基礎年金番号を特定し案内が行われることとなります。これまで以上に資格取得に際し、本人確認および住民票上の住所確認が必要となりますので、手続きが円滑・迅速に行えるよう、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

2. WLB制度の定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【3】社員による働き方の見直し

③同僚や上司とのコミュニケーションを

育児や介護といった理由で制約のある働き方をしている場合、上司や同僚のサポートが必要不可欠になります。一人で無理をして抱え込まず、周囲がサポートしやすいように仕事の進捗状況の報告や仕事を見える化し、必要なときは助けを求めましょう。もちろん、周囲への感謝の気持ちも忘れずに。



周囲とのコミュニケーションを図るためには、次の様な方法があげられます。

- ・ 仕事の進捗状況の共有
- ・ 担当業務のリストアップと可視化（休みや終業時刻の予定なども含む）

など

■ 周囲がサポートしやすいよう情報を共有化

当社の仕事の進め方は個人制であるが、自分が帰宅する15時半以降に外部から連絡があった際、チームのメンバーの誰でも対応できるよう、帰宅時にメンバー全員に連絡事項や進捗状況を伝えるなど情報を共有し、フォローをお願いするようにしている。

（不動産業／101人以上300人以下）

■ お互いの業務の理解促進

課全体での業務遂行の円滑化のために、メンバー相互で担当の仕事を半年単位で交換させることにした。それぞれの仕事内容がよく分かり、用事がある人に対し、代わりにやっておくからいいよという声かけもできるようになった。

（証券／1,000人以上）

3. 所長コラム

■ 試用期間中の解雇予告手当



『解雇予告手当を支払えば民事上解雇が有効になる』と考えている方もいますがこれは誤解です。『予告手当を支払えば労基法20条違反にならない』、つまり刑事罰は受けないということであって、民事上解雇が有効か無効かということは別に判断されます。解雇予告は慎重に…。

社長 『カルロス君は今日で入社して16日、その内出勤が11日。勤務状態を見てると当社では無理のようなので本日をもって解雇します。明日から来なくていいから。給料は今月末に1か月分払うからそれでいいね。』

カルロス 『1か月分の給料を頂けるのは嬉しいですが、解雇予告手当として平均賃金の30日分ください。』

社長 『何言ってるんだ！11日しか働いてないじゃないか。14日間以内だったら解雇予告手当は要らないんだよ。』

カルロス 『そんなこと急に言われても…。月末じゃなく早く払って欲しいです。』

カーン（ゴング音）！戦う前から社長さんの負けです。解雇予告手当の支払いを免除されるのは、入社後暦日で14日以内です。すでに16日を過ぎているので解雇予告手当が必要ですし、解雇の申し渡しと同時に支払うべきものです。また、給料については、退職の場合請求されれば7日以内に支払わなければならないので、社長さん、とっとと払って前向きましょう。